

松本市教育委員会告示 10 号

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成 6 年 3 月 21 日

松本市教育委員会

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、松本市教育振興基本計画に定める子どもの読書活動の効果的な実施及び継続的な推進を図るため、学都松本子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動の推進、評価及び検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 子ども読書活動を推進する者
- (4) 有識者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(作業部会)

第 7 条 委員会は、子どもの読書活動を推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。